

西桂町耐震改修促進計画

平成 20 年 9 月

平成 28 年 3 月（改定）

平成 31 年 3 月（改定）

令和 3 年 3 月（改定）

西桂町

<目次>

序 章.....	1
1 計画の目的	1
2 本計画の位置づけと他計画との関係	1
3 計画の期間	1
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	2
1 想定される地震の規模・被害の状況	2
(1) 想定される地震の規模	2
(2) 人的被害	3
(3) 建物被害	4
2 耐震化の現状	5
(1) 住宅建築時期別の状況等	5-6
(2) 住宅の耐震化の現状	6
(3) 特定建築物等の耐震化の現状	7-8
3 耐震改修等の目標設定	9
(1) 住宅の耐震化率の目標設定	9
(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標設定	9
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	10
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	10
(1) 西桂町の役割	10
(2) 住宅・建築物の所有者等の役割	10
(3) 建築関係団体	10
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	11
(1) 住宅に関する支援策	11
(2) 特定既存耐震不適格建築物に関する支援策	11
3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	12
(1) 専門技術者紹介体制の整備	12
(2) 町民への住宅耐震化の啓発	12
4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進	13
(1) 地震発生前の対策	13
(2) 地震発生後の対応	13
5 地震発生時に通行を確保すべき道路	14
(1) 耐震改修促進法第六条第3項第一号の適用を受ける道路	14
(2) 耐震改修促進法第六条第3項第二号の適用を受け、 かつ防災上重要な道路として本促進計画に位置づけるもの	15
第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及....	16
1 相談体制の整備及び情報提供の充実	16
2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催	16
3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	16
4 自治会等との連携に関する事項	16
5 耐震啓発ローラー作戦による啓発	17
6 税制の周知・普及	17
第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	18
1 県、市町村、関係団体による体制の整備	18
2 本町内での耐震化促進体制の整備	18

西桂町耐震改修促進計画

序 章

1 計画の目的

西桂町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

このたび、平成25年5月29日に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第百二十三号、以下「法」という。）が改正（平成25年11月25日施行）されたこと及び同法第四条に規定する「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）」が改正されたことから所要の見直しを行いました。

耐震化の必要性について

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

また、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震は、巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど甚大な被害をもたらしました。

これらの震災を経験することにより、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。また、東海地震や東南海・南海地震などについては、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。

こうしたことから、国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）」では、10年後に死者数を概ね8割及び経済被害を被害想定から半減させるという目標を掲げ、目標達成のために住宅・建築物の耐震化が最も重要な課題とされました。

2 本計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、法第六条第1項に基づき策定したものです。

また、西桂町地域防災計画や山梨県耐震改修促進計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。

3 計画の期間

本計画は、平成20年度から令和2年度までの計画期間を5年間延長し、令和7年度までとします。

（社会情勢の変化や本計画の実施状況に適切に対応するため、適宜、検証を行い、必要に応じ、計画の改定を行います。）

第 1 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模・被害の状況

山梨県地域防災計画によると、県内で想定される地震は、次のとおりです。

- ア 東海地震
- イ 南関東直下プレート境界地震（現在は首都直下地震）
- ウ 釜無川断層地震
- エ 藤の木愛川断層地震
- オ 曽根丘陵断層地震
- カ 糸魚川－静岡構造線地震

なお、ウ～カは、活断層による地震です。

（１）想定される地震の規模

想定される地震の規模、地震の位置は、次のとおりです。（表 1－1・図 1－1）

表 1－1 想定される地震一覧

想定される地震	想定される地震の規模
ア 東海地震	山中湖村で震度 6 強、甲府盆地で震度 6 弱の地域が分布。
イ 南関東直下プレート境界地震 （首都直下地震）	(M7) 北都留郡、南都留郡、旧東八代郡、旧東山梨で震度 6 弱になる地域が点在。 (M9) 富士吉田市、忍野村、山中湖村で震度 6 強の地域が分布。 (M14) 富士吉田市、都留市、忍野村、山中湖村で震度 6 弱の地域が分布。
ウ 釜無川断層地震	断層に沿って震度 6 強の地域が帯状に分布。 また、震度 7 の地域が韮崎市、増穂町、南アルプス市に分布。
エ 藤の木愛川断層地震	甲州市、笛吹市で震度 7 の地域が分布。
オ 曽根丘陵断層地震	甲府市、笛吹市、中央市、市川三郷町で震度 7 の地域が分布し、断層から甲府盆地側に震度 6 強の地域が分布。
カ 糸魚川－静岡構造線地震	断層に沿って震度 6 弱が帯状に分布し、釜無川に沿って震度 6 強の地域が分布。

出典：山梨県地震被害想定調査 概要版（平成 8 年 3 月）



図 1 - 1 想定地震の位置

出典：山梨県地震被害想定調査 概要版（平成 8 年 3 月）

（２）人的被害

山梨県地震被害想定調査報告書（平成 8 年 3 月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成 17 年）によると、本町の人的被害は、次のとおりです。

なお、東海地震については、冬朝 5 時、予知なしの場合とし、その他の地震では、平日の夕方 6 時を想定したものです。（表 1 - 2）

表 1 - 2 想定される地震による人的被害想定

（単位：人）

	死 者	重 傷 者	軽 傷 者	合 計
東海地震	1 0	2 4	9 5	1 2 9
南関東直下プレート境界地震	1	4	4 5	5 0
釜無川断層地震	0	1	1 3	1 4
藤の木愛川断層地震	1 3	1 3	1 4 9	1 7 5
曽根丘陵断層地震	0	0	1	1
糸魚川-静岡構造線地震	0	0	1	1

出典：山梨県地震被害想定調査報告書（平成 8 年 3 月）及び
山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成 17 年）

(3) 建物被害

また、山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）によると、西桂町の建物被害は、次のとおりです。（表1-3）

表1-3 想定される地震による建物被害想定

（単位：棟）

	全壊	半壊	合計
東海地震	6	168	174
南関東直下プレート境界地震	10	119	129
釜無川断層地震	3	15	18
藤の木愛川断層地震	238	413	651
曽根丘陵断層地震	0	0	0
糸魚川－静岡構造線地震	0	0	0

出典：山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年3月）及び
山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）

2 耐震化の現状（令和２年度末の推計）

（１）住宅建築時期別の状況等

令和２年度末の家屋の集計によると、西桂町内の住宅総数は、１，６６０戸であり、昭和５５年以前に建築された住宅は、５７５戸で全体の３４．６％を占めています。（表１－４）

表１－４ 建築時期別住宅数

（単位：戸）

住宅総数				
1,660	昭和55年以前の住宅※	575 34.6%	昭和56年以降の住宅※	1,085 65.4%

※昭和５６年６月１日に建築基準法の耐震関係規定が改正された（新耐震基準）ため、昭和５６年５月３１日以前と同年６月１日以降で分ける必要がありますが、根拠としている課税台帳が昭和５５年と昭和５６年で分かれているため便宜上この区分を採用しています。

西桂町内の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の９８．７％を占めています。また、戸建て住宅の３５．１％が昭和５５年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は３４．６％です。

一方、共同建て住宅においては、昭和５５年以前に建築された共同住宅はなく、昭和５６年以降に建てられた、共同建て住宅のみとなっており、住宅総数に対する割合は１．３％と低くなっています。（表１－５）

表１－５ 建方別建築時期別住宅数

（単位：戸）

住宅総数		①	昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
		1,660	575		1,085	
	②	構成比 (②／①)	③	(③／②)	④	(④／②)
戸 建 て	1,638	98.7%	575	35.1%	1,063	64.9%
共 同 建 て	22	1.3%	0	0.0%	22	100.0%

住宅の構造別に見ると、木造住宅は1,517戸あり、全体の91.4%を占めています。
また、昭和55年以前に建築された住宅で見ると木造住宅が541戸あり、昭和55年以前に
建築された住宅全体の94.1%を占めています。（表1-6）

表 1-6 構造別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数		①	昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
		1,660	③ 575		⑤ 1,085	
	②	構成比 (②/①)	④	(④/③)	⑥	(⑥/⑤)
木 造	1,517	91.4%	541	94.1%	976	90.0%
非 木 造	143	8.6%	34	5.9%	109	10.0%

(2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を実施したものを加えると、耐震性のある住宅数は1,100戸になり、西桂町内における住宅の耐震化率は、令和2年度末で66.3%と推計されます。（表1-7）

表 1-7 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

住宅総数						耐震性有の 住宅数	耐震化率 〔令和2年度末 推計値〕
	昭和55年 以前の 住宅	耐震性を 有するもの	耐震改修 を実施した もの	耐震性が 無いもの	昭和56年 以降の 住宅		
①						⑦	⑧
(②+⑥)	②	③	④	⑤	⑥	(③+④+⑥)	(⑦/①)
1,660	575	0	15	560	1,085	1,100	66.3%

(3) 特定建築物等^{※1}の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物等」は昭和55年以前の建築物は4棟あり、うち3棟は改修済、1棟は未改修ものとなります。昭和56年以降の建築物は7棟となり、本町における「多数の者が利用する特定建築物等」は全部で11棟となります。このうち10棟は耐震性を有し、耐震化率は90.9%となります。（表1-8）

表1-8 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状

(単位：棟)

特定建築物等 ^{※1}						耐震性有の特定建築物等	耐震化率 〔令和2年度末推計値〕
	昭和55年以前の特定建築物等	耐震性を有するもの	耐震改修を実施したもの	耐震性が無いもの	昭和56年以降の特定建築物等		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(②+⑥)	②	③	④	⑤	⑥	(③+④+⑥)	(⑦/①)
11	4	0	3	1	7	10	90.9%

※1 特定建築物等について

本計画において、「特定建築物等」とは、次に掲げる建築物のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物で同法第三条第2項の規定の適用（建築基準法等の適用の除外）をうけている建築物を示します。なお、特定建築物等の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

一．耐震改修促進法第十四条第一号に定める特定既存耐震不適格建築物

（学校や体育館、病院、百貨店、ホテル等、多数の者が利用する建築物で耐震改修促進法施行令第六条により定める規模以上の建築物のこと）

二．耐震改修促進法第十四条二号に定める特定既存耐震不適格建築物

（政令第七条より定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物）

三．耐震改修促進法第十四条三号に定める特定既存耐震不適格建築物

（地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるとして、本促進計画に位置付けた道路(p.14.15)に接する建築物）

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は下表のとおりです。（表1－9）

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1－9 「多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状」

（単位：棟）

区分	用 途	昭和55年 以 前 の 建 築 物 ①	昭和56年 以 降 の 建 築 物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和2年度末) ⑤ (④/③)
災害時の 拠点 となる 建築物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	4	3	7	6	85.7%
	公共建築物	0	0	0	0	0.0%
	民間建築物	4	3	7	6	85.7%
	民間建築物	0	0	0	0	0.0%
不特定 多数の 者が 利用 する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	0	0	0	0	0.0%
	公共建築物	0	0	0	0	0.0%
	民間建築物	0	0	0	0	0.0%
	民間建築物	0	0	0	0	0.0%
特定 多数の 者が 利用 する 建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	0	4	4	4	100.0%
	公共建築物	0	1	1	1	100.0%
	民間建築物	0	3	3	3	100.0%
	民間建築物	0	0	0	0	0.0%
計		4	7	11	10	90.9%
	公共建築物	0	1	1	1	100.0%
	民間建築物	4	6	10	9	90.0%
	民間建築物	0	1	1	1	100.0%

※民間建築物の④と⑤は、推計値です。

3 耐震改修等の目標設定

(1) 住宅の耐震化率の目標設定

山梨県では、「耐震改修促進計画」において、今後予想される地震被害から県民の生命と財産を守るため、国の基本方針を参考に、地震に強い県土を目指し住宅の耐震化率の目標を令和7年までに95%としています。

西桂町においては、令和2年度末の耐震化率が低い、東海地震に係る地震防災地策強化地域に指定されているため、政策を展開し耐震化に向け努力していき、令和7年度末における住宅の耐震化率の目標を90%とします。(表1-10)

表1-10 令和7年度末における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

住宅総数		昭和55年 以前の 住宅	耐震性を 有するもの	耐震性が 無いもの	昭和56年 以降の 住宅	耐震性 有の住 宅数	耐震化率	耐震化率の 目標
							(令和2年 度末 推計値)	(令和7年 度末)
①	(②+⑤)	②	③	④	⑤	⑥ (③+⑤)	⑦ (⑥/①)	⑧ (⑥/①)
令和2年度	1,660	575	15	560	1,085	1,100	66.3%	
令和7年度	1,500	200	50	150	1,300	1,350		90.0%

(2) 多数の者が利用する特定建築物等^{※1}の耐震化率の目標設定

令和7年度末における特定建築物等^{※1}の耐震化率の目標を100%とします。

(表1-11)

表1-11 令和7年度末における特定建築物の耐震化率の目標

(単位：棟)

多数の者が利用す る特定建築物等 ^{※1} の総数		昭和55年 以前の 建築物	耐震性を 有するもの	耐震性が 無いもの	昭和56年 以降の 建築物	耐震性 有の建 築数	耐震化率	耐震化率の 目標
							(令和2年 度末 推計値)	(令和7年 度末)
①	(②+⑤)	②	③	④	⑤	⑥ (③+⑤)	⑦ (⑥/①)	⑧ (⑥/①)
令和2年度	11	4	3	1	7	10	90.9%	
令和7年度	11	4	4	0	7	11		100.0%

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、県と市町村は、こうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、県、市町村、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

※詳細は、住宅耐震緊急促進アクションプログラムによる。

(1) 西桂町の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ることとします。

このため、県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進します。

(2) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、適正な状態で維持していくことが必要となります。

特に、法第十四条第一号で規定する既存不適格建築物（以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めることが必要となります。

また、法第十四条第二号及び第三号で規定する既存耐震不適格建築物（以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、建物が倒壊した際の周囲に及ぼす影響を理解していただき、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めることが必要となります。

(3) 建築関係団体

建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

西桂町民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

(1) 住宅に関する支援策

現在、西桂町が実施している支援事業の概要は、次のとおりです。
引き続きこうした支援事業を実施し、住宅の耐震化を促進します。

【木造住宅居住安心支援事業】

区分		対象	助成内容	補助限度額
耐震診断		昭和56年5月以前に着工された木造住宅	町が耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施する経費に助成	全額助成
耐震改修等	設計＋耐震改修		耐震改修工事等に対する経費の一部を助成	上限100万円 (改修工事費の4/5を限度)
	設計＋建替え		建替え工事等に対する経費の一部を助成	
	低コスト工法割増		上記かつ低コスト工法を利用した住宅	定額20万円
耐震シェルター設置		昭和56年5月以前に着工された木造住宅	耐震シェルターの設置に要する経費の一部を助成	上限24万円 (設置費の2/3を限度)

※詳細については、補助金交付要綱で定めています。

(2) 特定既存耐震不適格建築物に関する支援策

特定既存耐震不適格建築物のうち、法附則第三条で規定する要緊急安全確認大規模建築物及び法第七条で規定する要安全確認計画記載建築物について、西桂町は山梨県と連携して耐震化への支援を実施していきます。

なお、上記以外の特定既存耐震不適格建築物については、建物所有者が自発的に取り組んでいけるように国や全国的な取り組みの動向を見ながら、支援策を検討してまいります。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 専門技術者紹介体制の整備

町内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、(一社)山梨県建築士事務所協会等が実施した、耐震診断や耐震改修に関する技術的な講習会を受講した建築士の名簿の閲覧を実施して参ります。

(2) 町民への住宅耐震化の啓発

町民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修などに関する情報を容易にわかりやすく解説し、ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、県庁(建築住宅課及び各建設事務所)並びに(一社)山梨県建築士会などの無料相談窓口を紹介しています。

今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

(1) 地震発生前の対策

①ブロック塀等の転倒防止対策

地震時のブロック塀や擁壁の転倒により、死傷者が発生することがあります。このため、今後も通学路等を中心に危険箇所の点検を実施するとともに、転倒する危険性のある箇所については、町の助成金交付制度等の活用等により改修工事がなされるよう引き続き指導します。

【西桂町ブロック塀等撤去促進事業】

制度の概要	町内に存する危険なブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀の倒壊又は転倒による災害を防止し、安全なまちづくりを促進するため、ブロック塀等の撤去を行う者に対し、補助金を交付する。
対 象	高さが1 m以上のもので、道路、公園、広場、公共建築物の敷地その他の通常の状態において不特定多数の者が利用し、将来にわたって継続して利用される土地に面するブロック塀等。
補 助 限 度	上限15万円 (1 mにつき1万円を乗じて得た額と上記のうち、いずれか少ない額)

②天井等の非構造部材の安全性の向上

東日本大震災では、体育館、劇場、空港などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落被害が多く見られました。

これらの被害を踏まえ、建築物の天井脱落対策に係る基準の新設及び新築建築物等への基準適合の義務付け等を定める建築基準法施行令等の改正が行われました。

これらのことから、本町においても避難所となる集会場など、天井の落下の危険性がある施設については、天井の脱落対策を検討していきます。

③家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり避難等の妨げになったりします。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

(2) 地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度※に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

※被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路（平成26年11月改定）

（1）耐震改修促進法第六条第3項第一号の適用を受ける道路 （耐震診断の義務付け対象道路）

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「西桂町防災計画」等で地震時に通行を確保すべき重要な緊急輸送道路等として位置づけられています。

この緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進することは、道路閉塞を防ぎ広域ネットワークを確保し、復旧・復興活動を円滑に進める上で重要となります。

そこで、地震による倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため「耐震改修促進法第六条第3項第一号の適用を受ける道路」を次の通り指定します。

この指定によって、当該道路の沿道建築物で次の条件を満たす建築物の所有者は、定められた期限までに耐震診断を行い、その結果を山梨県に報告することとなります。

①耐震改修促進法第六条第3項第一号の適用を受ける道路		
道路種別	路線名	起終点
一般国道	国道139号	都留市境から富士吉田市境までの間

②耐震診断結果の報告期限
令和5年3月31日（消印有効）

③義務付け対象となる建築物の要件
以下の両方の要件を満たすもの 1) 昭和56年5月末日以前に工事着工した建築物 2) ①の道路に対して「耐震改修促進法施行令第四条第1項」の「通行障害建築物の要件」を満たす建築物

（２）耐震改修促進法第六条第３項第二号の適用を受け、かつ防災上重要な道路として本促進計画に位置づけるもの

西桂町地域防災計画では、高速道路や幹線道路等の広域的ネットワークを構成し、災害時に輸送の骨格をなす道路である第１次緊急輸送路の他、第１次緊急輸送路を補完し相互に連絡し緊急輸送路の代替性や多重性を確保する道路として第２次緊急輸送路を、そして、緊急輸送路を補完し拠点施設へのアクセスを確保する路線として「山梨県地域防災計画において指定する道路」を緊急輸送路として指定しています。

以上をふまえ、耐震診断の義務付け対象道路とならないが耐震化を促進すべき重要な道路として、次の道路を耐震改修促進法第六条第３項第二号の適用を受け、かつ防災上重要な道路として本促進計画に位置付け、沿道の耐震化を促進します。

耐震改修促進法第六条第３項第二号の適用を受け、 かつ防災上重要な道路として本促進計画に位置づけるもの		
道路種別	路線名	起終点
一般国道	国道１３９号	都留市境から富士吉田市境までの間
町道	小沼中央線（１）	西桂小学校から西桂町役場までの間
	小沼中央線（２）	国道１３９号から西桂小学校までの間
	中学校前線	国道１３９号から西桂中学校までの間
	下暮地宮下中野線	西桂中学校から三ッ峠線までの間
	三ッ峠線	西桂町役場から上河原橋までの間
	柿園倉見線	国道１３９号から県道富士吉田西桂線までの間

※ただし、(1)の耐震改修促進法第六条第３項第一号に該当する道路区間と重複する箇所は、(1)が優先されます。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発

及び知識の普及

耐震化を促進するために、町民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

1 相談体制の整備及び情報提供の充実

西桂町では、県や（一社）山梨県建築士会地震相談窓口及び、（一社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、町民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする町民に対し、わかりやすい情報の提供に努めることとします。

2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

西桂町では、耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、町民に対し各種の情報を提供に努めることとします。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、西桂町では県と協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

今後も一般的なリフォーム工事と併せ耐震改修工事が実施されるよう、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載等による情報提供等に努めます。

なお、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」（<http://www.refonet.jp/>）等の活用を通じて、リフォームに関する情報を町民に紹介します。

4 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、西桂町では各自治会と連携して地域ぐるみでの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等（建築物防災出張講座の開催）を実施しています。

今後も、地域の自治会や自主防災組織等を巻き込む中で住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

5 耐震啓発ローラー作戦による啓発

木造住宅の耐震化へのきめ細やかな普及啓発と耐震診断・補強工事を推進するため、県、市町村、自治会、建築士等が連携し、古い木造住宅が密集している地区等を中心に各戸訪問を実施し、耐震化への普及啓発と相談、補助制度の紹介・申し込みの受付けを実施しています。

6 税制の周知・普及

耐震改修促進税制が創設され、所得税や固定資産税の優遇措置を実施しています。

その概要は、次のとおりです。（表 3－1）

今後も、県と連携し、税制の周知・普及に努めます。

表 3－1 税制の概要

項 目	内 容
所 得 税	個人が、令和 3 年 1 2 月 3 1 日までに、旧耐震基準である昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の 1 0 % 相当額（2 5 万円を限度）が所得税額から控除されます。 ただし、住宅耐震改修に要した費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。以下同じです。）のうちに、8 % 又は 1 0 % の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等が含まれている場合であり、それ以外の場合の控除額は最高 2 0 万円となります。 また、対象となるのは住宅耐震改修に関する補助事業を制度化した市町村の区域内に限ります。
固定資産税	旧耐震基準である昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（1 2 0 ㎡相当分まで）が以下のとおり減額されます。 ①通常場合→工事の翌年度 1 年間 1 / 2 に減額 ②特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の場合→工事の翌年度 2 年間 1 / 2 に減額

※ この内容は、税制改正等で変更されることがあります。

第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し

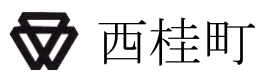
必要な事項

1 県、市町村、関係団体による体制の整備

円滑かつ適切な耐震化を促進するため、県、市町村及び県内建築関係団体による体制を整備し、耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換等を行うこととします。

2 本町内での耐震化促進体制の整備

本町内での適切な耐震化を促進させるため、積極的に耐震診断及び耐震改修に関する情報提供等を行う地域の自治会や自主防災組織等と協調した体制を整備します。



西桂町

建設水道課

〒403-0022 山梨県南都留郡西桂町小沼 1501-1

TEL : 0555-25-2121 FAX : 0555-20-2015